

構造計算適合性判定

国土交通大臣指定機関

東京都、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県
より委任を受け、構造計算適合性判定業務を開始しました
支社・支店で受付を行っています

詳細は下記まで・・・

ご利用お待ちしております。



サポート サービス

社是である『親切』『丁寧』『迅速』をモットーに審査を進めます

『事前相談』を親身になって対応します

『事前審査』により確認と適合性判定の流れが、スムーズに進むように対応します

迅速に審査を完了し、即時お知らせします



〒460-0008

名古屋市中区栄四丁目3番26号 昭和ビル4F

構造計算適合性判定本部

TEL 052-238-9779

FAX 052-238-7768

e-mail : hantei@kakunin-s.com

・本 社 / 一宮支店 / 岡崎支店 / 豊橋支店 / 岐阜支店

・東京支社 / 北千住支店 / 川崎支店

・大阪支社

静岡支店 / 浜松支店 / 沼津支店

業務区域別判定対象建築物等一覧

業務区域 (都道府県)	判定対象建築物	判定の業務を 行う事務所	受付をする事務所
東京都	判定を要する全ての建築物	本社及び東京支社	本社、東京支社、大阪支社、 豊橋支店、岡崎支店、一宮支店、 岐阜支店、北千住支店、川崎支店、 静岡支店、沼津支店及び浜松支店
神奈川県	判定を要する全ての建築物	本社及び東京支社	本社、東京支社、大阪支社、 豊橋支店、岡崎支店、一宮支店、 岐阜支店、北千住支店、川崎支店、 静岡支店、沼津支店及び浜松支店
愛知県	判定を要する全ての建築物	本社	本社、東京支社、大阪支社、 豊橋支店、岡崎支店、一宮支店、 岐阜支店、北千住支店、川崎支店、 静岡支店、沼津支店及び浜松支店
岐阜県	岐阜県指定構造計算適合性 判定機関業務委任基準 第3第3項(1)から(11)に 規定する建築物 (延べ面積3,000㎡を超える 建築物 他)	本社及び東京支社	本社、東京支社、大阪支社、 豊橋支店、岡崎支店、一宮支店、 岐阜支店、北千住支店、川崎支店、 静岡支店、沼津支店及び浜松支店
三重県	三重県指定構造計算適合性 判定機関業務委任基準 別表第1第(2)から(4)に 規定する建築物 (延べ面積5,000㎡を超える 建築物 他)	本社	本社

※ 岐阜県、三重県の判定対象建築物の詳細については、構造計算適合性判定本部にお問い合わせください。